

豊橋技術科学大学日本学生支援機構奨学生返還免除候補者選考基準

(平成17年3月1日制定)

(趣旨)

第1 豊橋技術科学大学日本学生支援機構奨学生返還免除候補者選考規程（以下「選考規程」という。）第5条に規定する候補者の選考（以下「選考」という。）にあたっては、この選考基準によるものとする。

(割当数)

第2 各専攻の割当数は、日本学生支援機構奨学生返還免除候補者推薦枠と当該年度中に貸与期間が終了する日本学生支援機構奨学生大学院第1種奨学生数に基づき、各専攻の均衡を配慮して行うものとする。

(評価項目)

第3 選考は、原則として「学位論文」、「研究論文」、「学会発表」、「著書、データベースその他の著作物」、「発明・特許」及び「授業科目の成績」の業績等の評価項目を総合的に評価するものとする。

2 次の項目については、評価する必要が生じた場合、その都度協議するものとする。

- (1) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- (2) 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果
- (3) 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果
- (4) スポーツの競技会における成績
- (5) 研究又は教育に係る補助業務の実績
- (6) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

(選考及び順位)

第4 各評価項目のポイントを下表に基づいて算出し、その積算値の高い者から推薦候補者とする。

なお、評価点の合計が同点の場合は、豊橋技術科学大学GPA制度実施要項により算出された通算GPAの高い者から推薦候補者とする。

評価項目		評価点
(1) 学位論文	評価(学業成績)	S : 5 ポイント, A : 3 ポイント B : 1 ポイント, C : 0 ポイント
(2) 研究論文	査読付論文雑誌に掲載または掲載決定された場合	5 ポイント ÷ 原則として、著者リストの順位
(3) 学会発表 (ポスター発表を含む)	講演者として発表を行った場合	1 ポイント
	講演者以外	0 ポイント
(4) 著書、データベースその他の著作物(評価項目(1)及び(2)を除く。)	著書、著作物がある場合	1 件につき 2 ポイント、合計で 5 ポイントまで
(5) 発明・特許	特許を取得した場合	1 件につき 2 ポイント、合計で 5 ポイントまで
(6) 学業成績	席次(系)	上位 10% 以内 : 5 ポイント、20% 以内 : 3 ポイント、30% 以内 : 1 ポイント ※ 小数点以下四捨五入

(1) 各評価項目において、学会賞、コンペでの優勝、英語による研究論文等発表などの業績を評価する場合、10 ポイント以下の範囲でポイントを与えるものとする。ただし、研究論文が 5 ポイントであることに留意し、返還免除候補者選考委員会が系長と協議のうえでポイントを決定する。

また、前条2項の項目を評価する場合は、10ポイント以下の範囲で返還免除候補者選考委員会がポイントを決定する。

(2) 原則としてTAおよびRAはポイントの対象としない。

(申請書類等)

第5 申請者は、所定の申請書類に評価項目毎の根拠となる証明書類等を添付の上、申請するものとする。

附 記

この基準は、平成17年3月1日から実施する。

附 記

この基準は、平成24年10月4日から実施する。

附 記

この基準は、平成28年12月6日から実施する。

附 記

この基準は、令和元年12月5日から実施する。

附 記

この基準は、令和3年12月2日から実施する。

附 記 (令和5(2023)年3月24日)

この基準は、令和5(2023)年4月1日から実施する。

附 記 (令和5(2023)年11月6日)

この基準は、令和5(2023)年11月6日から実施する。